

鹿児島県鉄道整備促進協議会 鹿児島県在来線鉄道利活用支援事業概要

1 目的

鹿児島県内の在来線鉄道を利活用して、食や温泉などの「鹿児島のウェルネス」（「健康・癒やし・長寿」に有益な地域資源）を体験する旅行商品の造成を支援することにより、「鹿児島のウェルネス」の魅力を広く発信するとともに、地域住民や観光客における在来線鉄道の利用促進を図る。

2 対象者

旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条に基づく登録を受けている旅行業者

3 対象旅行商品

次の(1), (2)のいずれにも該当し、対象旅行業者が企画・販売する商品。

ただし、他の補助金又は助成金の交付を受けて実施する事業及び本事業において1度補助金の交付を受けた商品については、対象外とし、一事業者あたり2申請までとする。

(1) 表1に示す路線の中から、その運行区間の全部又は一部を利用する旅行商品であること。

＜表1＞

路線名	本県内の運行区間
JR鹿児島本線	鹿児島中央～川内
JR指宿枕崎線	鹿児島中央～枕崎
JR日豊本線	鹿児島中央～財部
JR肥薩線	隼人～吉松
JR吉都線	吉松～鶴丸
JR日南線	志布志～大隅夏井
肥薩おれんじ鉄道	川内～米ノ津

(2) 表2に示す「鹿児島のウェルネス」を、少なくとも一つ体験する旅行商品であること。

＜表2＞

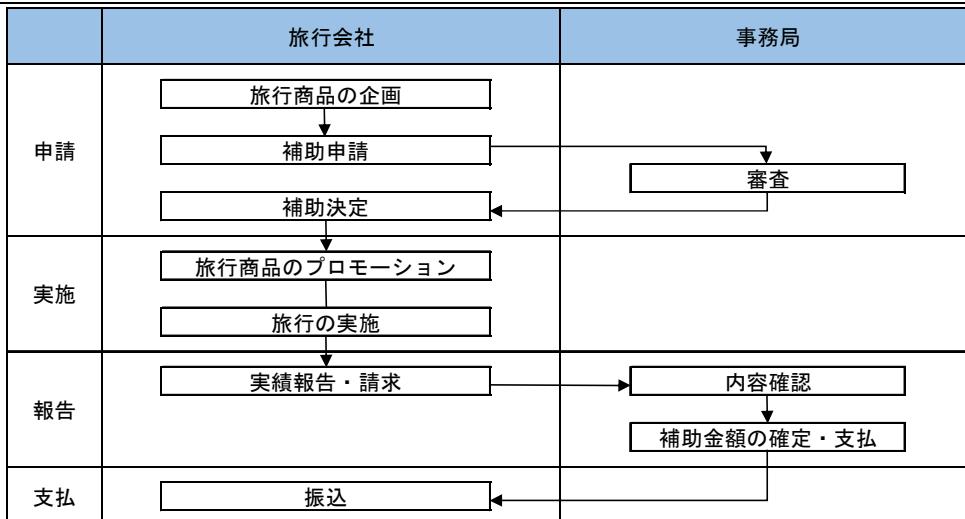
気候・自然・景観	温泉・食	健康づくり等	その他
自然公園	温泉	レジャーランド・ レクリエーション公園	文学碑
花火大会	特産品（農産物・農産加工品）	青年の家・少年自然の家	民俗芸能
洞窟・鍾乳洞	特産品（畜産物・畜産加工品）	ゴルフ場	記念像・モニュメント
星空	特産品（水産物・水産加工品）	プール施設	展示施設
動植物公園・水族館	特産品（菓子類）	スポーツイベント	伝統的工芸品
ホタル	ミネラルウォーター	スポーツ体験（マリン・スカイ	テーマパーク
展望所・橋・海岸線・ 滝・渓谷	朝市	スポーツ、乗馬、グラススキー など）	産業観光施設（製造工程 見学）
神社・仏閣	観光農園・牧場・漁業	自然体験（遊歩道、カヌー めぐりなど）	行事・イベント（スポーツ イベント除く）
花木の名所	郷土料理・郷土菓子	サイクリングコース	文化財・遺跡
巨木・古木	農林漁業体験民宿		コンベンション施設
イルミネーション			協議会会長が認めるもの

4 対象経費

次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

対象経費	補助額	補助要件
<p>次にかかる経費を対象とする。</p> <p>1 チラシ、パンフレット作成 2 新聞広告掲載 3 Web 広告掲載 4 CM (テレビ・ラジオ) 制作</p> <p>※その他事業内容を精査の上、協議会会長が必要と認める経費。</p> <p>※企画デザイン及び印刷、掲出等に係る経費を対象とし、送料・梱包料等は含めない。</p> <p>※当該経費に対象商品以外に係るものが含まれている場合、全体額をページ数、掲載面積等により按分した額を対象とする。</p>	<p>送客実績に応じて算定する。</p> <p>①送客人員が 1 ~ 20 人の場合 対象経費の 2 分の 1 の額</p> <p>②送客人員が 21 人以上の場合 対象経費の 2 分の 1 の額 + 送客人員 × 1,000 円</p> <p>※ 1 申請当たりの上限額は 50 万円とする。</p>	<p>※作成するチラシ等について は以下を明記・挿入すること。</p> <p>①商品名 (タイトル) ②催行期間 ③旅行代金 ④旅行代金に含まれるもの (JR券代、お弁当代等) ⑤募集人数 ⑥旅程 ⑦「協力：鹿児島県鉄道整備 促進協議会」の文言 ⑧写真 (「鹿児島のウェルネス」と鉄道に関連する写真 をそれぞれ 1 枚以上)</p>

5 事業の大まかな流れ



6 応募書類

- (1) 補助申請書 (第 1 号様式)
- (2) 関係書類 (企画書、対象経費の根拠となる見積書等の写し)

7 応募受付期間と旅行商品の催行期間

応募受付期間	旅行商品の催行期間
令和 2 年 9 月 10 日 (木) ~ 令和 3 年 1 月 29 日 (金)	令和 2 年 9 月 17 日 (木) から 令和 3 年 2 月 14 日 (日)

※予算の範囲内で執行するため、申込順で受け付けます。

8 応募・問合せ先

〒 890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号

鹿児島県鉄道整備促進協議会事務局 (鹿児島県企画部交通政策課幹線交通係)

T E L : 099-286-2465

E-mail : kansen@pref.kagoshima.lg.jp